資料２－１

事業概要と評価書手続について

１　事業者等について

事業名称	富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業
事業者名	富士・東部広域環境事務組合
対象事業の種類	廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の設置（環境影響評価条例第２分類事業）
対象事業の規模	１時間当たりの処理能力の合計　約９トン
関係地域	富士吉田市、西桂町

２　評価書手続とは

事業者が、準備書手続を通して得られた県民及び知事などの意見をもとに、準備書の内容に検討を加えた書類（環境影響評価書）を作成し、その内容について知事などの意見を聴きながら、事業計画及び環境の保全のための措置の内容を決定する手続です。

事業者は、最終的に実施することとした事業計画及び環境の保全のための措置を取りまとめた評価書（評価書の補正を行った場合は補正後のもの）を情報公開します。

３　評価書手続の流れ

①事業者が評価書を作成し、知事及び関係市町村長に送付する。

②知事は、①の送付を受けた日から６０日以内に関係市町村長及び技術審議会の意見を踏まえて知事意見を述べる。

③事業者は、評価書に対する知事意見を踏まえ、補正した評価書を作成し、知事及び関係市町村長に送付する。

④事業者は送付後、縦覧する旨の公告を行い、１ヶ月間縦覧を行う。

⑤事業者は補正した評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして事業を実施する。

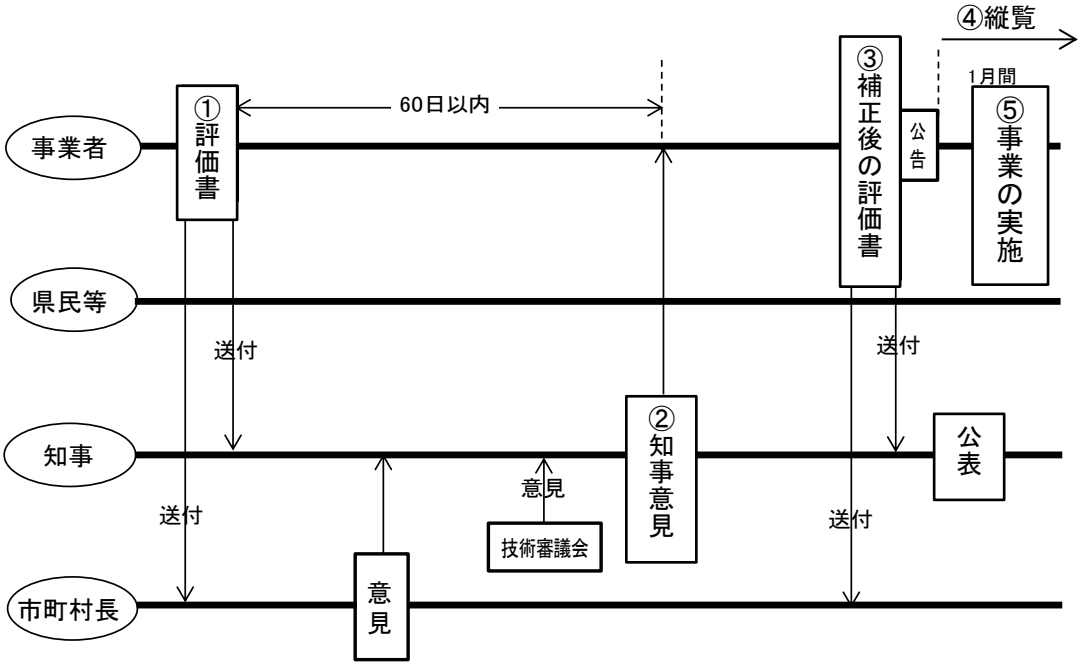

図　評価書手続の流れ

４　本件に係るスケジュール

（方法書手続）

・令和５年 11 月１日から 11 月 30 日　方法書縦覧

・令和６年３月 19 日　方法書知事意見送付

（準備書手続）

・令和８年２月９日から３月９日　準備書縦覧

・令和８年７月 23 日　準備書知事意見送付

（評価書手続）

・令和８年 10 月９日　評価書受領

・令和８年 10 月 16 日　富士吉田市長、西桂町長への意見照会

・令和８年 10 月 20 日　山梨県環境影響評価等技術審議会（1 回目）

・令和８年 11 月６日　西桂町長から意見照会の回答を受領（意見なし）

・令和８年 11 月 12 日　富士吉田市長から意見照会の回答を受領

・**令和８年 11 月 18 日　山梨県環境影響評価等技術審議会（2 回目）**

・令和８年 12 月８日　知事意見通知期限

５　今後の進め方について

・知事意見（素案）に対する審議会意見を踏まえ知事意見（案）を作成し、庁内調整を行った上で、期限までに知事意見を述べる。